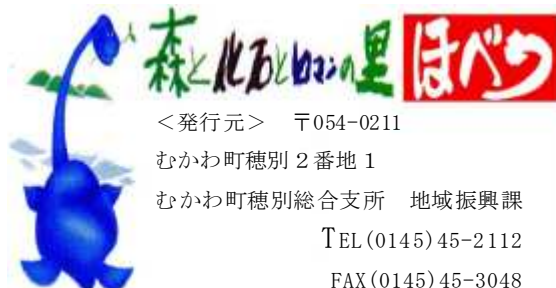


穂別 Hobetsu

地域自治区だより



<発行元> 〒054-0211

むかわ町穂別 2 番地 1

むかわ町穂別総合支所 地域振興課

TEL (0145) 45-2112

FAX (0145) 45-3048

第2回穂別地域協議会が開催されました

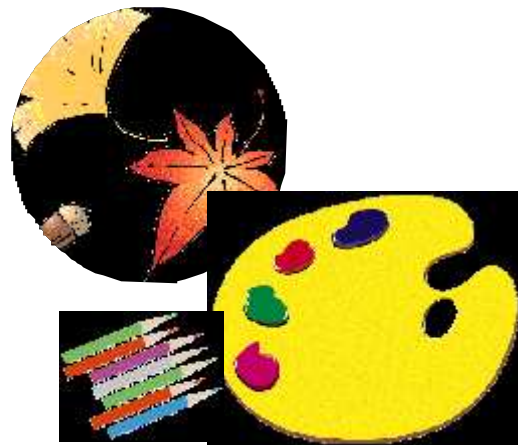
住民主体で協働のまちづくりを目指す穂別地域協議会の第2回の会合が8月30日（水）に開催され、会議運営要領・会議の傍聴に関する要領を審議、制定しました。その後、協議会の進め方・議案等について、意見交換が行われました。穂別地区にとってより良い暮らしとなることを基本に自由な発想で議論することの必要性について意見が出されました。その中で委員の中から次の課題提起があり、次回（10月20日（金））開催予定の地域協議会で具体的に議論されることとなりました。

【地産地消について】

穂別地区には多様な農産物があるが、鶴川地区のししゃもなども含めて地産地消の理念を浸透させることができないでしょうか。

※ 地産地消とは・・・

地元で生産されたものを地元で消費する理念。消費者の食に対する安全・安心志向の高まりを背景に、消費者と生産者の相互理解を深める取り組みとして期待される。

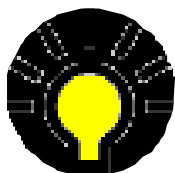


【敬老会のあり方について】

穂別地区では敬老の日になんで各自治会及び愛誠会が主体となっていきたい健康まつりを開催しています。各自治会では参加者に楽しいひとときを過ごしてもらおうと様々な趣向・工夫を凝らしながら、手作りの敬老会を実施しています。その中で参加者はどうなのでしょう。いきがい健康まつりは地域でのつながりを最大限に尊重しながら長寿の祝いを目的とするものですが、企画する側・参加する側が共に楽しめるものとして何か良いアイデアはないでしょうか。

【温泉「はくあ」の冬期休業について】

温泉「はくあ」は町民の温泉施設として親しまれていますが、近年の原油高騰により、冬期間の利用者数の落ち込みと合わせて、冬期休業が検討されています。町民の中には「はくあ」での入浴を楽しみにしている方々も少なからずいます。利用者数の増加も視野に、冬期間も利用できるような方法はないでしょうか。



第2回穂別地域協議会で次のことが決定されました。

会議は原則として公開となります。そのため、**多くの方々に会議を傍聴して頂き**、会議での議論に対して住民の方々からも意見をお聴きしたいと考えます。公開にあたり、会議の運営要領が制定されました。

会議運営要領について

【概要】

- 会議の公開・非公開に関わらず、会議録を作成することとなります。

- ① 会議録は全部記録又は会議の要点記録とします。
- ② 会議録には、発言者の氏名又は職名を記載することとします。
- ③ 会議録には、会議において議長が指名した2人以上の委員が署名することとなります。

- 会議録には概ね次の事項が記載されることとなります。

- ① 会議の名称
- ② 開催会場及び日時
- ③ 出席委員、欠席委員、委員以外の出席者及び出席町職員の職氏名
- ④ 審議案件等の概略及び審議結果
- ⑤ 発言内容
- ⑥ 会議資料の名称及び内容 等々

- 会議録の公開

会議録の内容及び会議資料は、必要に応じて町の広報又はホームページの登載等により情報提供されることとなります。(現在、ホームページの更新と合わせて準備検討中です。)



会議の傍聴に関する要領

【概要】

- 会議の傍聴は、一般傍聴人及び報道関係者となります。

※ 会場の都合により、傍聴人の数が制限されることがあります。

- 次のような方々は傍聴席に入ることができません。

- ① 酒気を帯びていると認められる者
- ② 他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのあるものを携帯している者
- ③ 氣勢を示すおそれのあるものを携帯している者
- ④ 上記のほか、会議を妨害するおそれがあると認められる者

- 傍聴人は、傍聴席において次の事項を守らなければなりません。

- ① 会議における言論に対して賛否を表明しないこと。
- ② 私語、談笑等会議の妨害となるような行為をしないこと。
- ③ 会議場において、資料、新聞紙、文書等を議長の許可を得ずに配布すること。
- ④ 上記のほか、会議の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

- 傍聴人は、傍聴席において、写真、映画等を撮影し、又は録音等、携帯電話の使用をしてはなりません。但し、報道関係者が報道のために会議を傍聴する場合に限り可能となります。

第3回地域協議会が10月20日(金)19時から穂別町民センターで開催されます。会議は公開されていますので、お気軽に傍聴してください。

穂別地区、むかわ町のまちづくりを実践していくために住民が主体的に参加することが重要となります。まちの将来のことをみんなで考えるために地域協議会を傍聴しませんか。

地域自治区

● なぜ設置されたのか

- ① 「新しい自治の姿」として地域社会の地域力（住民自治力）を高め、行政とのパートナーシップのもとに地域課題の解決を図り、住むことに喜びと誇り、自信のもてる地域をつくる。
- ② 地域の伝統、文化、自然や産業、歴史を伝承、継承、発展させていく拠点、仕組みをつくる。



● ポイント

- ① 合併による自治体運営に地域住民の意向が反映できる仕組みをつくる。
- ② 市町村長の権限・事務の一部を地域へ分権・付与させる。

● 視点

- ① これまで旧町が努力してきたまちづくりを尊重し合う。
- ② それぞれの良さは今後も重視して伸ばしていく。
- ③ 旧町ごとの地域の独自性を競い合うことを良い面でのエネルギーに変える。

～ **地域特性(個性・資源)を活かして新町としての個性・一体化へ** ～

そのために15人の委員で構成する **地域協議会を設置**

※ 地域自治区設置の成功は、地域住民、自治会、各団体（経済団体など）、ボランティア組織、NPO、まちづくり団体との連携・協力が不可欠です。

これからの 地域づくりの原則 として、

自 助（個人や家庭での解決）



共 助（地域での解決）



公 助（行政が補完）

といった諸課題への対応はなるべく身近な組織で行い、処理困難な課題は、より大きな組織で対応するという考え方が重要となります。

地域づくり、まちづくりの主役は地域住民一人ひとりです



先進地情報

【愛知県豊田市の概要】

- 人口～412,131人／面積～918.47km
- 合併方式～1市6町村による編入合併
- 地域自治区～12区域に地域自治区を設置
- 地域協議会～26地域会議を運営
- 特徴～①既存のコミュニティ組織（地区区長会、コミュニティ会議）を基礎
②コミュニティ会議の区域毎に地域会議を設置
- わくわく事業補助金～地域住民が「自ら考え自ら実践する」を信条に、個性豊かで活力ある住みよい地域社会を構築することを目的とした地域活動支援制度

【岐阜県恵那市の概要】

- 人口～55,763人／面積～504.19km
- 合併方式～1市5町村による新設合併
- 地域自治区～6区域に地域自治区を設置
- 地域協議会～6地域協議会を運営
- 特徴～①地域協議会に支部を設置
②各地域で地域計画を策定
- 地域づくり事業～地域資源を活かした地域振興のために住民が参加できるまちづくり実行組織（NPO法人）を設立し、地域づくり事業補助金を活用して「協働のまちづくり」を振興している。

これからのまちづくりを地域に住む方々でアイデアを出し合い、実践していくために、多くの方々から意見を聴く場として、まちづくり提案箱を地区内のいくつかの施設に設置します。みなさんが日頃感じていること、考えていることなどを気軽に提案してみませんか。

みんなで考えるこれからのまちづくり提案書

			提出日：平成 年 月 日		
氏名		性別	男・女	年齢	歳
住所	〒 むかわ町		TEL	—	
【穂別地区について日頃感じていることはありますか。】 					
【穂別地区をこれからどのようなまちにしたら良いと思いますか。】 					
【むかわ町をこれからどのようなまちにしたら良いと思いますか。】 					

※ どうしてもという方はお名前は無記名又は匿名でも構いませんので気軽にご意見・アイデアを出してください。

※ 提案書は、穂別町民センター、穂別診療所、穂別スポーツセンターにある提案箱に自由に提出してください。

※ 直接、地域振興課へ持参頂くか、FAXでも構いません。

〔連絡先〕 〒054-0211
むかわ町穂別総合支所 地域振興課
TEL 45-2112 / FAX 45-3048
E-mail:takumi_imai@town.mukawa.lg.jp

第2回地域協議会で幾つかの課題が提起されました。次回（10月20日（金））開催予定の地域協議会で議論することとなりますが、多くの方々からの意見も重要となります。裏面のまちづくりに関する提案と合わせて、まちづくり提案箱へみなさんのアイデアを提案してみませんか。

みんなで考えるこれからのまちづくり提案書

			提出日：平成 年 月 日		
氏名		性別	男・女	年齢	歳
住所	〒 むかわ町		TEL	—	
【地産地消について】 					
【敬老会のあり方について】 					
【温泉「はくあ」の冬期休業について】 					

※ どうしてもという方はお名前は無記名又は匿名でも構いませんので気軽にご意見・アイデアを出してください。

※ 提案書は、穂別町民センター、穂別診療所、穂別スポーツセンターにある提案箱に自由に提出してください

※ 直接、地域振興課へ持参頂くか、FAXでも構いません。

〔連絡先〕 〒054-0211
むかわ町穂別総合支所 地域振興課
TEL 45-2112 / FAX 45-3048
E-mail:takumi_imai@town.mukawa.lg.jp